

令和8年2月24日

衆議院事務局
管理部厚生課長 中島 陽

衆議院事務局の委託を受けて職員食堂を経営する者の公募について

衆議院事務局では、職員食堂を経営する業者を、下記により公募いたします。経営を希望する業者の方は期限までに必要書類を提出してください。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件名 職員食堂の経営委託契約
- (2) 募集者数 1
- (3) 場所 東京都千代田区永田町1-6-3
衆議院第二別館3階 職員食堂
- (4) 営業形態 職員食堂480.59㎡の営業

2 営業時間及び定休日

- (1) 営業日時 月曜日から金曜日
営業時間については別に定めるところによる。
- (2) 定休日 土・日曜日、国民の祝日及び年末年始

3 使用料

国有財産関連法令に基づき建物使用料を徴収する。※光熱水料は別途実費

4 公募参加申請資格

- (1) 当該業務を確実に遂行する能力と実績を有する者であること。
- (2) 経営の状況及び信用度が悪化していないと認められる者であること。
- (3) 過去5年以内に、衆議院内営業者として、営業期間中に営業を廃止した者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 暴力団等反社会的勢力でなく、また、反社会的勢力と関係を有していないこと。

5 委託経営業者の選定

衆議院事務局の選定委員会において、業者から提出された企画提案書等の内容を中立公平な立場により審査した上で、最も優れた者に決定するものとする。

6 選定参加申込みに必要な書類

(1) 3月9日(月)正午まで衆議院事務局管理部厚生課保健係において配布する、

①選定参加申込書、②衛生事故に関する質問に対する回答書

(2) 添付書類

① 法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は開業届出済証明書(行政機関発行のもの)

② 法人の場合は会社概要、個人の場合は事業概要・履歴書

③ 営業経歴書(提出日前、1年以内に作成したもの)

④ 決算報告書(2年分)

法人の場合は、貸借対照表、損益計算書

個人の場合は、決算書等財産状態が確認できる書類(確定申告書等)

⑤ 納税証明書(その1、その3の3)

法人税、消費税及び地方消費税(発行日から3ヶ月以内)

⑥ 定款又はそれにかわるもの

(3) 企画提案書

※その他、必要な資料の提出を求めることがある。

7 選定参加申込みの提出期限及び宛先

(1) 提出期限 令和8年3月13日(金)17時

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は3月13日(金)必着

(2) 提出先 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 第二別館6階

衆議院事務局管理部厚生課保健係

8 問合せ先

衆議院事務局管理部厚生課保健係

電話番号 03(3581)5111 内線36372

(問合せ受付時間:10時から17時 ※土日祝除く)

FAX番号 03(3581)7466